

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月10日（木）午前9時00分から午前9時14分

2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（9名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（1名） 9番 工藤 浩司

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第23号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、10月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。5番の阿部雄一郎委員と6番の須藤和委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第25号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 25 号について説明いたします。
今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 1 件です。
3 ページをお開きください。
所有権移転の整理番号 32 番は、大袋二本柳の田 1 筆と畑 1 筆の合計
1,652 m²です。
当該農地では、以前から譲受人がキュウリなどの自家野菜を作付けして
いましたが、下限面積要件により取得に至らなかったものです。昨年度の
法改正による下限面積要件撤廃に伴い、土地所有者からの申入れにより贈
与することとなったものです。
以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件
のすべてを満たしております。
以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 25 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 25 号は原案のとおり決定することとします。
次の議案第 26 号につきましては、推進委員の鈴木哲也委員が関係する
案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事
参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(鈴木哲也推進委員 退席)

議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしま
す。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知
があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業
委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が 1 件、賃貸借権設定が 3 件、使用貸借権設
定が 3 件です。
5 ページをお開きください。
整理番号 32 番は、大袋前田の田、1,531 m²です。

当該農地は譲受人の耕作地に隣接しており、規模拡大を図る譲受人からの申し出により売買することとなったものです。

6 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号 53 番は、大曲船橋の田、28 m²です。

隣接地の耕作者である賃借人の経営規模拡大のため、貸借するものです。

次に、整理番号 54 番は、八反田川原田の田、2,866 m²です。

賃貸人の経営規模縮小により貸付けするものです。

次に、整理番号 55 番は、枝川館子の田 3 筆と八反田川原田の田、1 筆の合計 10,494 m²です。

賃貸人の経営規模縮小により貸付けするものです。

7 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による使用貸借権設定です。

整理番号 6 番は、高樋石盛及び垂柳石森の田と畑、16 筆合計 10,344 m²です。

1 年間の使用貸借契約となっておりますが、これは今季は作付けができず保全管理のみとなるため、来年度からは賃貸借契約に切り替える予定となっております。

8 ページをお開きください。

整理番号 7 番は、大根子松森の畑 2 筆、豊蒔牡丹森と西牡丹森の畑 2 筆の合計 6,921 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 8 番は、豊蒔西牡丹森の畑、541 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 26 号に対して、意見、質問等ありませんか。

2 番委員（中山 稔）

6 ページの整理番号 53 番ですけども、経営規模拡大という話でしたが、28 m²とすごく小さいので経営規模拡大というのとはちょっと意味が違うのかなと思ったんですが、どういうものでしょうか。

事務局（鈴木）

当該農地の周辺は、小面積の農地がこまごまとまとまっている場所です。規模拡大の他に、利便性の向上というのも理由のひとつです。

会 長 その他にありますか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 26 号は原案のとおり決定することとします。

（鈴木哲也推進委員 着席）

次に報告事項に入ります。

報告第 22 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 22 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

10 ページをお開きください。

整理番号 30 番につきましては、借り手の体調不良により耕作できなくなったため解約するものです。今後、別の受け手との貸借を予定しております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 22 号を終わります。

次に、報告第 23 号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 23 号は、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

12 ページをお開きください。

整理番号 7 番につきましては、先程の報告第 22 号の整理番号 30 番と同様に、借り手の体調不良により解約するものです。

今後、別の受け手との貸借を予定しております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 23 号を終わります。
次に、報告第 24 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 24 号は、農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものです。

14 ページをお開きください。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、1 件受理しております。内容につきましては、市街化区域内の農地について、住宅用地として利用するため、転用するものです。

今回の届出の経緯についてご説明いたします。

当該土地は、昭和 51 年から住宅が建てられている場所になります。今年の 6 月に所有者が死亡し、相続手続きが行われた際、登記地目が農地のままであることが判明したため、今回の届出を行うこととなったものです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

会 長 ただいまの報告第 24 号について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 24 号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。